

障害者制度改革推進会議 総合福祉部会 意見書

全国児童発達支援協議会 宮田広善

障害児支援の課題：「地域で普通に育つ」を支援できる施設機能の見直し

- ◎ 当面必要な対策：どんな地域で生まれ育っても育児支援・発達支援が受けられる体制整備
 - ⇒ 障害児施設の一元化、家庭/保育所/学校等への支援機能の強化、重層的支援体制
- ◎ 障害者総合福祉法制定(児童福祉法改正)の課題：施設機能の改編
 - ⇒ 家庭/保育所/学校/企業等への訪問型支援への転換、全ての施設は期間限定の利用
 - ⇒ 年齢によって途切れない継続した地域生活支援の拠点へ

I. 障害児の現状と見直しの課題

1. 「障害児」は「障害のある子ども」⇒「育児支援」「発達支援」が課題＝児童福祉法での支援
2. 「障害児」の定義/範囲について ⇒ 「育児や発達に対する支援が必要な児」に拡大
3. 自閉症等発達障害の増加 ⇒ 「障害概念」や「支援方法や範囲」の見直しが必要
4. 障害の重複化 ⇒ 「障害種別に分かれた施設体系」の見直しが必要
5. 障害の重度化 ⇒ 「医療支援の日常化」を担保する法制度の見直しが必要

II. 障害児通園施設・保育所の状況

1. 障害児通園施設と児童デイサービスの設置状況 ⇒ 著しい地域格差
2. 一般保育所を利用する障害児の増加 ⇒ 親の就労・地域での育ちを支援する保育所等への訪問型支援が必要

III. 障害児通園施設の課題

～「地域での育ちを支援する子育て支援拠点」への転換に向けた課題～

1. 障害種別で分けられており身近な地域で支援が受けにくい
2. 定員外の児を支援できる制度基盤が弱い
3. 施設への通所を前提とした体制（施設に通えない子どもは支援できない）
4. 地域格差が大きく「(都道府県レベルの)重層的支援体制」も構築されていない
5. 相談支援機能が弱い：家族・家庭支援機能・地域ネットワーク構築機能が弱い

IV. 医療費・施設給付費の問題点

～「医療費・給付費」が「障害児（者）本人の要支援度」ではなく「施設」に準拠している～

1. 施設種別に準拠している給付体系の見直し
⇒ 個々の利用児（者）に合わせて給付額が設定される仕組みが必要
2. 医療型施設のみ算定できる「障害児（者）リハビリテーション料」の見直し
⇒ 施設のない地域の医療機関でも算定できることが必要

V. 平成 20 年度障害者保健福祉推進事業（障害者自立支援調査研究プロジェクト）報告

～「地域における障害児の重層的支援システムの構築と障害児通園施設の在り方に関する研究」から～

1. 通園施設/事業の一元化 ⇒ どんな障害のある子どもも身近な地域で発達支援が受けられる体制
2. 通園施設/事業の地域支援機能の拡大 ⇒ 定員外・施設外への支援、学齢期支援
3. 都道府県における重層的発達支援体制の構築
⇒ 地域格差の是正・どんな地域でも質の高い支援
4. 「気になる」「育てにくい」段階からの支援
⇒ 障害のある・なしにかかわらず早期からの育児支援
5. 障害児相談支援事業の創設 ⇒ 子どもに特化したケアマネジメントが必要
6. 障害児支援の実施主体について ⇒ 市町村への移行は地域格差拡大が懸念される



児童福祉法の改正（障害者総合福祉法に向けた当面の対策）

- ・ 障害児通園施設の一元化 ⇒ 児童発達支援センターの創設
- ・ 教育との連携/放課後支援 ⇒ 放課後デイサービス事業の創設
- ・ 施設に通えない障害児の訪問型支援の充実
⇒ 保育所等訪問支援事業の創設



- 身近な地域での発達支援
- 増加する発達障害児への対応
- 障害児通園施設の地域資源化
- 地域格差の解消
- 乳幼児から成人期まで
一貫した地域支援体制の構築

本意見書および資料における「障害」という用語の使用について

：「障害」を「障がい」と記載する文書が増えているが、「しょうがい」という言葉そのものの根本的見直しが必要であるという観点から、論点を曖昧にする漢字のひらがなへの置き換えはせず、「障害」という用語をあえて使用した。